

(参考) 変更届への標準添付書類一覧

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	介護予防訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス
事業所の名称及び所在地	—	【間接して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○
申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書又は条例等 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○
事業所の平面図	・平面図（参考様式2）		○	○	—	—
建物の構造概要及び平面図	・建物の構造概要及び平面図（付表2、参考様式2）		—	—	○	○
設備の概要	・設備等一覧表（参考様式3）		—	—	○	○
利用者の定数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	—	—
利用者の定員	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		—	—	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所や兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設のある所及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に併記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○	○
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能（平成20年7月29日を最後に2002年） ・資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を準拠できる情報（前3か月の利用者数の平均値など。）	○	—	—	—
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程					

※「参考様式」は、厚生労働省ホームページ「指定申請等のウェブ入力・申請申請について」<https://www.who.go.jp/stf/kaigo-chinsei.html> を参照のこと